

経済と経営 17-1 (1986.6)

〈論文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 章——第 XII 章)

鈴木 秀 勇

第 I 章

ホブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679) の“*Leviathan.*”の中心課題は, 先行の・二つの著述, “*The Elements of Law, Natural and Politic.*” おおよび “*Dē Cīve.*” とひとしく, ホブズが, 「人間の理性」の名のもとに自らの「理性」による「推論」の上で, 「国家」 (“*Leviathan.*”での表現にしたがえば, ‘the state’ あるいは ‘Common-Wealth’, とりわけ, この著述の副題に記されている ‘Common-Wealth Civill’, あるいは ‘cīvitās’ (「キーウィタース」), あるいは ‘a Common Power’ (「一つの・共同の力」), あるいは ‘Leviathan’) を「産出」するところにある。

この「国家」が, 〈資本制成立の政治的條件〉としての〈政治的国民統一〉であることを, 上掲の・三つの著作に示される・‘Sovereigne/Sovereign’ (これを「主権者」と理解すべきか否かは, 別に吟味する), ないし「至高権力」の「所持者」の——とりもなおさず「国家」の——「責務」に基づいて, 示すのが, 本・第 I 章の主題である。

1) “*Leviathan.*”の・第I部・人間について。第十三章で、ホブズが、「自然による・人類の身の上 (the Naturall Condition of Mankind)」(*Lev. Part I. OF Man. Chap. XIII. 章題. E. p. 183; OL・III. p. 97*)は、「各人にたいする・各人の戦争」(*Chap. XIII E. prg. 8, p. 185; L. prg. 6. OL・III. p. 99*)の「身の上」である、と規定する時、その「自然による (Naturall)」とは、一つには、「人類」、ないし、「人類」を構成する「各人」が、本稿「まえがき」に述べたように、自らにたいして〈三つの行動命令〉を発する「自然」の・その〈行動命令〉にのみ〈したがっている〉限りで、という意味であり、また、二つには、のちに次第に見ていくとおり、「各人にたいする・各人の戦争」がそこから必然に〈帰結〉する根源(すなわち「各人」が「自然」の〈行動命令〉に〈したがう〉こと)を〈制圧〉する「共同の力」としての「国家」が〈非存在〉である、という〈条件〉のもとで、の意味である。

ところで、上に見た規定、言いかえれば、「各人にたいする・各人の戦争」は、「国家」の〈非存在〉という〈条件〉のもとで、「各人」が、「自然」の〈行動命令〉に〈したがう〉ことの・必然の〈帰結〉である、ということは、ホブズ自身によっては、これものちに知るとおり、「人間の自然本性」、すなわち、諸「情念」に加えるに、「人間の理性」から出発する・ホブズの「推論 (Inference, L. *illâtum* <*inferre*)」の所産とされている (*Lev. Pt. I. Chap. XIII. E. prg. 10, p. 186; L. prg. 8, OL・III. p. 100*)。

だがしかし、かかる「推論」をホブズに迫った歴史現実があったはずである。

その歴史現実の一つにあげることができるのは、1688年に遺稿として公刊された・2242行にのぼる・二行詩からなる“*História Ecclēsiástica cārmine elegiacā concinnâta*”。(『悲詩にて編まれし教会史』)(*OL・V. pp. 341–408*)の中で、ホブズが、「ニーカエア(ニケア)公会議」(325年)以降、Pierre Waldo, John Wycliffe, Jan Hus, および Martin Luther に至る・クフリースツス(クリスト)教教会の歴史に辿るさいに、もっとも力をこめた点、すなわち、と

りわけて, イ) ローマ教皇が, 信教上の教説に基づく政策によって生み出した・諸国の国王権力の弱体化と, ロ) 教皇に対抗する・諸国の民衆の信教教説と, ハ) 弱体な王権にたいする・かかる民衆の軽侮とが, 相俟って, 東西ヨーロッパに齎した・長きにわたる〈戦争〉と〈動乱〉とであろう。

(そして, であればこそ, "Lev." Part II. OF COMMON-WEALTH. Chap. XVIII. は, 国家にあって至高権力を所持する者の諸「権利」(すなわち〈至高諸権力〉) を列挙するさいに, その「権利」の一つに, 「どのような〔信教上の〕信條と教説とが, 平和にそむき, どのようなものが, 平和にあずかって力があるか, についての審判者である」ことを, おくのである (Lev. Pt. II. Chap. XVIII. prg. 9. p. 233; OL・III. pp. 135—136)。

いな, そればかりではない。"Leviathan." という著作が, Part I. OF NAN. (第一部・人間について) について, Part II. OF COMMON-WEALTH. (第二部・カマン-ウェルス (国家) について。これは, むしろ, OF COMMON-WEALTH CIVILL. (市民的カマン-ウェルス (市民国家) について) であろう) をおいたあと, さらに, Part III. OF CHRISTIAN COMMON-WEALTH. (クフリースツス (クリスト) 教カマン-ウェルス [クリスト教国家] について) を加えていることも, その上, 最終の Part IV. OF THE KINGDOM OF DARKNESS. (暗黒の王国について) をも構成部分としていることもまた, ホブズが上記『教会史』の中で表明することになる・〈国家と信教教説〉との関係についての見解に, 基づいている, と見ることができよう。

"Leviathan." の副題に, COMMON-WEALTH ECCLESIASTICALL' (「教会カマン-ウェルス (教会国家)」という語が, 'COMMON-WEALTH-CIVILL' という語と並記されている理由も, ここに求められる, と考えられる)。

とはいえ, しかし, ホブズに前記の「推論」を迫った歴史現実として, なによりも重視されるべきものは, イングランド中世封建制の政治 = 経済関

係に根源をもつ・幾世紀にわたる〈戦乱〉の嵐、すなわち、ひとしくその根源から発し、ホブズ自身が直面した“The Puritan Revolution”/“The Civil War”(1642-1649)に至るまで、イングランドに吹き荒れ、William Shakespeare(1564-1616)に、血塗られた悲劇諸作品を制作させもした・〈戦乱〉の歴史であった、と言わなくてはなるまい。

2) 5 C. 後半、ゲルマン諸部族の・ライン河とドナウ河とを結ぶ線を越えての侵入によって、「西ローマ帝国」が崩壊したのち、西ヨーロッパは、ゲルマンの諸部族に分割されて、大きな流動の中に投げ込まれ、その流動は、9 C. 初めまでつづく。

この頃、ゲルマン諸部族にあっては、各部族の軍事指導者である大豪族の頭梁が、Althochdeutsch (古高地ドイツ語, c.750/800-c.1050/1100) では „kuning“ (「国王」。原意は、〈高貴ナ門地ノ出身者〉)。Mittelhochdeutsch (中高地ドイツ語, c.1050/1100-c.1500) では „kunic“, Neuhochdeutsch (新高地ドイツ語, c.1500-現在) で „König“ と呼ばれ、そのもとに、相当数の小豪族がおり、これらの者が、部族の土地を分割して所有していた。

かかる所有地を、借地人が、のちの「封建」負課なしに「保有」したのが、ゲルマン諸部族の一つであるフランケン部族で言われた”alöd“であって (これは, ”all“ (〈全〉) と”od“ (〈所有〉) とから、合成された語であり、それゆえ、本来は「全所有」の意であるが、「自由土地保有」を指す。Althochdeutsch では, ”allod“ [alót] , Mittellatein [中世ラテン語. c.600-c.1500) では, ‘allódiūm’である), 大豪族と小豪族とは、この「自由土地保有」の借地人 (allodārius/allodiārius) に、農業生産を行なわせていた。

ところが、11 C.初め、ゲルマン諸部族の一つ・トイトーネン部族の国王 Kónrād I. (コンラート・一世, c.990-1039) が、イタリア遠征のさい、これに従軍した兵士 (借地人) たちの申し立てる不平、自分が遠国で戦死したのちの・おのれの家族の生活を憂えての不平、をなだめるために認めた ‘féudum’ (嗣子代々にわたる「永代土地保有」。いわゆる「封」) が、戦乱絶え間

## 第1部

ボブズにおける・「契約 (Pact, Lovenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, 5  
の諸概念の分析 (第1章—第XII章)

ない時代のこととて, たちまちに, 西ヨーロッパ全体に, 拡がった。

「永代土地保有人 (feodālis)」は, のちに見るように, 主として大豪族 (国王) を「主人」として, それのもとにある「封臣 ('vāssalus'/'vassal')」となるが, 自ら「大土地保有者」として, 借地人を使役して, 農業経営を行なった。これが, いわゆる「封建領主」である。

この・'féudum'の制度が, イングランドにはいつてきたのは, 現在のフランスの Normandie (〈Norman 人の土地〉の意。Norman 人の一部である・Scandinavia の viking [vikigr. 〈略奪者〉, 〈海賊〉の意] がつくった公国) の支配者, いわゆる William (Vilhelm) the Conqueror が, アングロ=サクソンを征服した“The Norman Conquest” (1066) の・少しくのちのことである, とされる。

すなわち, William が, 1085—86 に作成させた「土地台帳」(いわゆる “Domesday Book.”)(1086)。『最後の審判の日の帳簿』の意) には, 上記 allodārius の語とともに, 'féudum'の語が現われ, 翌 1087 年の文書には, 前記の「永代土地保有人」(「封建領主」)を表わす 'feodālis'なる語が, 見えている。

イングランド地方で使用された Mittellatein には, この時期までは, 〈土地を 'habêre' (「保持する」)〉, ないしは, 〈土地を 'possîdere' (「所有する」)〉という語のみしかなかったが, “Domesday Book.”には, 〈誰々の土地を「保有する」(tenêre sub~, tenêre ad~, tenêre in~)〉という語が現われて, 「永代土地保有」の存在を, 示している。

もとより, 'féudum'は, 「永代土地保有人」(「封臣」)の側からの・「国王」などの土地所有者(「主人」('dōminus/dōmnus/dōmpnus'/'lord'))にたいする義務, および, 後者の・前者にたいする権利を, 条件としていた。

その義務および権利は,

a) Kōnrād I.のように, 「国王」といえども常備軍をもっていたわけではないから, まず, 「永代土地保有人」の・土地所有者にたいする 'homāgium'/'hommage' (「臣従の義務」。“Domesday Book.”) であり, これは, 一つに

は、戦時に、「封臣」は、「主人」と一緒に出陣しなければならない、二つには、平時には、「封臣」は、「主人」の‘cōnsilium (conclium)’/‘council’（「諮問会議」）に出席しなければならない、というものであった。

b) 「封臣」の・「主人」にたいする‘fidēlitās’/‘fealty/fidelity’（「忠誠の義務」）。

c) 「封臣」の・「主人」にたいする‘servitium mīlitis’/‘knight service’（「軍事・金銭援助・助言上の奉仕の義務」）。

d) 「封臣」の・「主人」にたいする‘renta’/‘rent’（「現物〔穀物、その他〕地代」, 「貨幣地代」の上納義務）であり、

e) 他方、「主人」は、「封臣」にたいして、‘warda’/‘wardship’（「後見人たるの権利」）をもち、

f) 「主人」は、「封臣」が男系相続人をえずして死亡した場合の‘excidāmentum’/‘escheat’（「永代保有地没収の権利」）をもち、

g) 「主人」は、「封臣」の婚姻にたいして、‘maritatio’/‘marriage’（「婚姻同意権」）を有した。

かかる義務・権利を条件として、「封臣」が「主人」から「永代土地保有」を受けるのが、〈封建の・第一の政治関係〉である。

そして、この関係は、‘contractus’（「約定」。“Domesday Book.”）によって、結ばれた。

3) つぎに、「国王」と大・小「封建領主」との間の〈第二の政治関係〉について言えば、一つには、「国王」は、イングランドでは、首都ロンドンに居住したため、地方農村地帯に城館を構える大・小「封建領主」の上に、権力を及ぼすことは、できなかった。

また、二つには、「国王」は、広大な「所有地」をもつにせよ、「常備軍」を保持していない以上、とくに戦時には、「封建領主」からの軍事援助を、不可欠とした。

そこで、「国王」は、「封建領主」からの軍事援助を確実にとりつけるため

## 第1部

ボブズにおける・「契約 (Pact, Lovenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, 7  
の諸概念の分析 (第1章—第XII章)

に, 見返りとして, 「封建領主」たちに,

- a) 領民にたいする「民事」= 「刑事」上の「裁判権」,
- b) 領民を「民兵」として「徴用」する「徴兵権」,
- c) 「地方條令立法権」, —— これらの・強大な権限を賦与した。

さらに, それに加えて, 「国王」の権力の及ばない「封建領主」は, 各自の城館の周囲に広がる 'manerium'/'manor' (「荘園」。c.1070 文書。"Domesday Book." (1086)) で, 最初は '(e)sclāvus' (「農奴」。12 C. 初め) 制により, 間もなく, 'medietāria'/'métayage' (「折半小作制」。12 C. 末) により, のちには, 'tenētūra libera'/'free hold' (「自由保有制」。14 C.) によって, 農耕借地人から, 莫大な「現物=, 貨幣地代」を収納し, これら領民に君臨した。

こうして, 「封建領主」は, イングランド農村地帯の諸地方の〈小君主〉として, 政治権力, 経済力, 軍事力を蓄え, 「主人」たる「国王」にたいする〈力関係〉にあって, 〈強者〉の立場に立っていった。

4) さて, こうした・〈力関係〉の〈変化〉に伴って, 「封臣」たる領主の「義務」の一つであった「諮問会議」は, 性格を逆転し, 「国王」が, 治政について「封建領主」たちに「同意」を問う機関に, 〈変質〉してくる。

このように, 性格を変えた 'cōsiliū rēgis' (「国王の諮問会議」。13 C.) が, のちの 'Parliament' の前身である。

(「国王の諮問会議」に出席する「大封建領主」は, やがて, 'earl', 'baron' と呼ばれて, いわゆる〈貴族〉であり, さらに, のちには, "Ecclēsia Anglicāna" (「イングランド国教会」) の高級聖職者 (「カンタベリ大司教管区大司教」と「ヨーク大司教管区大司教」と) が, 「国王の諮問会議」に加わってくる。

なお, のちの 'Parliament' のうち, 「大封建領主」と「高位聖職者」とが構成するのが, "The (House of) Lords" (「上院」) であり, 「小封建領主」, 「都市代表者」, その他によって構成されるのが, "The (House of) Commons" (「下院」) である)。

こうして, 「国王」は, 必ず, 「国王の諮問会議」ないし「議会」に「諮問」

し、その‘coñsēntéria’, 12 C./‘cōnsēnsio/consēntia. 13 C.. (『同意』) をとりつけなくては、なに一つ、治政を実行しえない、という慣例法が、‘Lēx commūnis’ (12 C.) ‘Jūs commūne’ (13 C.), すなわち‘Common Law’ (「カマン・ロウ」) である。以上が、〈封建の・第二の政治関係〉である。

ホブズの著作“A Dialogue between a Philosopher and a Student of the Common Laws of England.” (『イングランドのカマン・にロウについて、ある哲学者とある学生との対話』。1662年—1675年の間に制作) から知りえられる・重要な事柄は、ホブズが、イングランド中世にあっては、「国王」は、この「カマン・ロウ」ゆえに、封建領主、高級聖職者のみか、「都市」の「同意」なくしては、租税、その他、王室財源の徴収すら、不可能であった、という点に、中世における・「国家」の〈非存在〉を、見ていることである。

5) この・「国家」の〈非存在〉こそ、ホブズにあって、「各人にたいする各人の戦争」が生起する〈条件〉である、ということが、「自然による・身の上」と言われる場合の「自然による」の意味の一つであることは、前出・1)の初めに、述べた。

これを裏づけるものをあげるならば、“Lev.”Pt. I. Chap. XIII. prg. 13は、上記の「戦争」の「身の上」を指して、「人間が、ひたすらな自然(meer Nature)の手で、いま現に (actually) おかれている・惨めな身の上」L.「ひたすらに自然による・人間の身の上 (conditio hūmāna méré nātūrālis)」(Lev. Pt. I. Chap. 13.E. prg. 13, p. 188, (L. prg. 12, OL・III. p. 102) としているのであるが、この「ひたすらな自然の手で、…おかれている…身の上」、ないし「ひたすらに自然による…身の上」という表現が意味するところは、『市民について』のCap. I. §. 10の本文に用いられている‘stātus méré nātūrālis’ (「ひたすらに自然による状態」という語句への脚注にしたがえば、「人為の法(légēs hūmānae)が「存在しない」状態であり、ひいては、人間の「生命の保存」を自らの「義務」とする‘pōtestās’ (「権力」) ないし‘impérium’ (「支配権」) が〈非存在〉であり (DC. OL・II. pp. 164—165), とりもなおさず、「国家」



が〈存在しない〉「身の上」である, というところにある。

6) さて, つぎに, 封建制の〈経済関係〉に移れば, 封建領主たちが, それぞれの所領・「荘園」で, 借地人領民に農業生産を行なわせて収納した「貨幣地代」と「現物地代」とのうち, 「現物地代」としての農業生産物の方は, 'burgus'/'borough/burgh' (「都市」) の'mercator'/'trader' (「商人」) に買い取られ, そのうち, 穀物類は, 「商人」と'manuârtifex'/'mechanic/artificer,/ manufacturer' (「手工製造業者」) との食料に, 充当され, 羊毛, 木材その他は, 「手工製造業者」の原料に使用された。

そして, これら「手工製造業」の完成品は, 再び「商人」の手をへて, 「封建領主」が購買したが, 「封建領主」たちは, 「現物地代」である農業生産物の販売代金と, 「貨幣地代」収入とを合した・潤沢な「貨幣」を手にしたものの, その多額な「貨幣」を, 「都市」からの・華美・豪華な衣服・車駕・調度品・装飾品の購入に, 一言でいえば, 「奢侈」に, 濫費した。

それゆえ, 領主たちの「奢侈」は, 当然, 「都市」の「商人」と「手工製造業者」との手中に, 「貨幣」を蓄積させずにはいなかった。

7) 「封建領主」たちの・こうした多額の「貨幣」の所有と, 「奢侈」性向とが, さきに述べた・「国家」の〈非存在〉という〈条件〉と相俟ち, すなわち, 「国王」の対「封建領主」の統御力の薄弱と, 大・小「封建領主」の・〈小君主〉としての実力の増大と, 「国王」の・「封建領主」にたいする・「同意」上の依存による〈力関係〉と相俟って, 「国家」という「共同の力」によって〈制圧〉されることのない・「人間の自然本性」, とりわけ諸「情念」の・奔放な発動を生み, 言いかえれば, 「各人」が「自然」の〈行動命令〉にくしたがる〉ことの絶対的恣意性を, 喚起し, 三者三ッ巴となって, ホブズの表現をもってすれば, 'Seat. L. áger' (「所領」, *Lev. Pt. I. Chap. XIII. E. prg. 3, p. 184; L. prg. 2, OL · III. p. 98*) の, また, 'property, L. propriétās' (「所有物」), 'Dominion. L. dominium' (「占有地」) (*Lev. Pt. I. Chap. XIII. E. prg. 13, p. 188; L. prg. 12, OL · III. pp. 101—102*) の, 侵略・争奪を惹き起

こした、と見るべきであろう。

(自己の「所有物」を確保する・もっとも確実な方法は、自己の〈生命〉・「自己保存」を確保することである。「Lev.」のイングランド語版が、確保の対象(「目的」)に、「自身の自己保存」に加えて、「楽しみとなるもの」(delectation)をあげているのは、上にあげた〈奢侈品〉を指すもの、と解すべきであろう。)(*Lev. Pt. I. Chap. XIII. E. prg. 3, p. 184*)。

8) ところで、前述のように、「封建領主」にたいして劣勢の立場にある「国王」は、「貨幣」の蓄積によって力を増してきた「都市」を同盟者とすべく、都市の條令立法権、行政権、司法権、同業組合結成権、徴税権のみならず、また、軍事防衛力を保持する権利、防衛隊を訓練する権利をも、「勅許状」によって、「都市」に与えた(後者もまた、まさに〈戦乱〉の時代を証拠立てる事実である)。

そして、かかる「都市」が、「勅許状」にする‘búrgus fīber’/free borough (burgh) (「自由都市」)である。(‘burgus’は、もともと、〈城塞〉の意である)。

9) この「自由都市」の誕生は、〈戦乱〉の封建中世社会の胎内に、「自治」・「自由」と「防衛」と「平和」とをもつ・いわば〈小国家〉、〈地域的国家〉、より適切には〈国家の萌芽〉が、「商業」と「手工製造業」との成育と、「貨幣」の蓄積とを伴って、出現したことを、意味する。

10) このようにして、一方には、封建君主と国王とが、「農村」を舞台にくりひろげる・領地の争奪「戦争」と、他方には、「都市」の「平安」との対照を、ホブス自ら身をもって体験したことは、前出・1)の初めにあげた『教会史』の冒頭で、ホブズが、「討論者. 第一の人〔「農村」を逃れて「都市」に移住してきた人物〕。第二の人〔すでに以前から「都市」に居住している人物〕」に、つぎのように語らせているところに、明らかである。

「第二の人。第一の方よ、あなたのお考えが、どうも私には解<sup>げ</sup>せませんな。ひたすらに農村 (rūs) の愛好者であられたあなたが、都市 (urbs) にお越しになった理由は、いったい、なになのですか。

第一の人。農村は、私にとっては、牢獄でした〔侵略を防ぐため、防備を堅固にして、身をひそめていた、の意〕。どれほど手抜かりなく、この牢獄の門を閉じ切っても、戦争の嵐が吹き過ぎていく時、恐怖 (Métus) は押し入ってくるのでした。大都会 (magna úrbs) におられて、あなたは、お身は安全で (tútus), …<sup>いゝき</sup>軍の神 (Mârs. 「戦乱」) からは、幸いにも (Sécundē), 縁が切れておいでになる……………」 (OL・V. p. 349)。

このように、ホブズの時代に至ってすら、なお、イングランドの「農村」は、〈戦乱〉の蔽うところであった。

11) してみれば、ホブズが、前見のとおり、「各人にたいする・各人の戦争」を、「人間が、ひたすらな自然によって、いま現におかれている (is actually placed in) ・惨めな身の上」と述べる時の・その「いま現に」とは、必ずしも、ホブズをパリに亡命させた 'The Puritan Revolution' / 'The Civil War' (1642-1649) のみを指す言葉ではなく (この「内戦」は、James I. (治世, 1603-1625), その子 Charles I. (治世, 1625-1649) が、王室財政の逼迫から、大量の王領地を売却し、なおまかない切れぬ財政の補填策をめぐって、「諮問会議」たる 'Parliament' の「下院」(それは、小「封建領主」のみでなく、すでに「都市」の代表者たちが、議員を構成していた) と、軍事的衝突に突入し、「議会軍」の軍事指導者 Oliver Cromwell による・「国王軍」の首領 Charles I. の斬首、ならびに 'The Commonwealth of England' の設立をもって、いったん、幕を閉じた), この「内戦」までを含んだ・封建制中世以来の・長い・〈戦乱〉の時代を、意味しているもの、と見るべきであろう。

12) ところで、「<sup>いゝき</sup>軍の神〔戦乱〕からは、幸いにも、縁が切れている」「自由都市」にあって、「貨幣」を蓄積した「商人」は、「封建領主」たちが、「奢侈」のために、さしもの・莫大な地代収益を蕩尽し、しかもなおかつ、「奢侈」を求めて「貨幣」を手に入れるため、ついに「所領」の売却に追い込まれた時、この「所領」を買い取り、「封建領主」に代って、貨幣合理的な農事経営者として、「農村」に進出する。

これが、いわゆる'gentry'、'gentleman'であり、これらの農事経営者は、出身の「都市」に倣って、「農村」にも、〈秩序ある統治〉をつくり出すのに力を傾けていく。

13) この間の経緯を、アダム・スミスは、つぎのように言っている。

「そして、こうして、大土地保有者〔封建領主〕たちは、一切の見栄のうち、いちばん子どもじみた・いちばん安っぽい・そして、いちばんさもないもの〔奢侈心〕を、満足させるために、自分たちの力と権威とのことごとくを、次第々々に、安売りしてしまったのである」(WoN. Bk III. Chapt. IV. prg. 10. Vol. I. p. 419)。「公共の福祉にとって最大の重要性をもつ・一つの革命は、このような仕方、公共のために尽そうという意図など微塵も抱かなかった・二つの・別々の階級の人々によって、成しとげられた。まことに子どもじみた見栄を満足させることが、大土地保有者たちの・ただ一つの動機であった。商人たちと手工製造業者たちとは、はるかに真剣で、ひたすら、自分たち自身の利益を眼中において、行動し、一ペニが手にはいるところならば、それがたとえどこであろうとも、一ペニを儲ける、という・この人々特有の・行商人の信条に忠実に、行動した。この・二つの・別々の階級の人々は、どちらの側も、一方の者たちの愚かさ、他方の者たちの勤勉とが、次第々々に成しとげていった・この巨大な革命については、知りもせず、予想もしていなかったのである」(WoN. BK. III. Chap. IV. prg. 17. Vol. I. p. 422)。

14) さて、おなじスミスは、言う。「…、いずれの国にとっても、商業と手工製造業とによって獲得された資本は、その・なにかの部分が、当該国の土地の耕作と開発とのために、確保され、そこに実現されてしまわないうちは、すべてこれ、きわめて不安定で・不確実な所有物である。まことに適切な言となっているが、商人というものは、誰しも、必ずしも、いずれか特定の国の市民ではないのである」(WoN. BK. III. Chap. IV. 24. p. 426)。

15) しかし、にも拘らず、スミスは、イングランドは、その立地条件

(海岸線の長さ, 航行可能河川の多数)に照らして, 「外国貿易の中心, 遠隔地販売向け手工製造業の中心, そして, これらが動因となりうる・あらゆる開発の中心たるに, おそらく, ふさわしい」とし, 加えて, 「イリザベス (Elizabeth I.) の治世 (1558—1603) の初め以降, イングランド立法は, とりわけて, 商業と手工製造業とに, 心を注いできた。すなわち, オランダすらも例外ではないが, 当該国の法が, 全体として, この種の産業にたいし, [イングランド] より以上に支援を与えている国は, ヨーロッパには, ほかに存在しないのである」と述べ, つづいて, こうしている。「商業と手工製造業とは, それゆえに, この期間 [Elizabeth I. の治世の初め (1558年) 以来, “WoN” 執筆期まで] のすべてをつうじて, 絶え間なく前進をつづけてきている。農村の耕作と開発ともまた, 疑いもなく, 次第々々に前進してきてはいるものの, しかし, それは, 商業と手工製造業との・より急速な進歩のあとから, 足どりも遅く, しかも, 距離をおいて, ついてきているように思われる」 (WoN. BK. III. Chap. IV. prg. 20. Vol. I. p. 424)。

16) 上見のように, Elizabeth I. の治世, すなわち, 16 C. 後半から 17 C. 初めにかけて, 「自由都市」に興隆した・諸種の「手工製造業」は, それらが駆使する「諸生産技術」(árteſ mechánicae) の・瞠目すべき成育によって, 哲学者フランシス・ベイコン (Francis Bacon, 1561—1626. かつてホブズは, 大法官〔宰相〕時代のベイコンの・多くの秘書のうちで, もっとも優秀な・かつ信頼された秘書であった, という) を驚嘆せしめた。

a) ベイコンは, 言う。「…諸生産技術にあつて, 私たちが目にしますのは, …これら生産技術が, あたかも, なにか生命の氣息にあやかつたものででもあるかのように (ac sī áuræ cūjusdam vitâlis forent partícipēs), 日毎に, 成長し, かつ完成しつつある (quotidiē créscent et perfíciuntur), ということでありまして, …新しい力と文字どおりの便宜とを獲得し, …自らの頂点をきわめ完成に達していく, ということでありまして」 (“Īnstaúrâtio Mâgna [Scienciârum].” (『〔諸科学の〕大革新』。この著作全体への『まえ

おき (Præfatio)』。BW. Vol. I. p. 126)。

b) この驚愕から、ベイコンは、「人間の野心」のうち、「いっそう正しく、また、いっそう高貴でもある」ものは「諸生産技術」、すなわち「人類そのものの力と支配 (hūmānī gēneris ípsius poténtia et impérium) を、事物界 (rêrum ūnivêrsitās) にたいして、確立し (instaurâre) 増強する (amplificâre)」ところの野心であり、あるいは、「事物にたいする・人間の支配」(「諸生産技術」)に向けられた野心である、とする (Īnstauratione Magna [Sciéntiarum] . Pars II. Nôvum Órganum — Aphórismī dē Interpretatione Nātūræ et Rēgnō [Nātūræ] Hōminis” (『〔諸科学の〕大革新。第一部・新オルガノン〔新論理学〕。——自然の解明と、人間による〔自然=事物・事物界の〕支配とについての諸命題』。London, 1620. (BW. Vol. I. pp. 119—223. (Liber I. Aphórismus I. — CXXX.; Liber II. Aphórismus I. — LII.(第一編。命題・第一——第一三〇；第二編。命題・第一——第五二))。Liber I. Aphórismus CXXIX. (『第一編』。「命題・第一二九」)。BW. Vol. I. p. 222)。

c) だが、問題は、「人間による〔自然・事物の〕支配」としての「諸生産技術」は、いかにして、成立しうるか、である。

ベイコンは、言う。「…〔人間が〕自然に服従することによるのではなくては (nisi [nātūræ] párendō), 〔人間の〕自然にたいする支配は、行なわれぬ (nātūræ nōn impéatur) のです…」 (Lib. I. Aphór. CXXIX. BW. Vol. I. p. 222)。

すなわち、「人間による〔自然・事物の〕支配」(「諸生産技術」)の〈成立要件〉は、「〔人間が〕自然に服従すること」である。

d) しかし、「人間による〔自然・事物の〕支配」ないし「生産諸技術」とは、そもそも、なにであるか、また、「〔人間が〕自然に服従すること」とは、なにを意味しているのであるか。

イ) まず、ベイコンにしたがえば、「自然の中に実在する」もの、すなわ

第1部

ボブズにおける・「契約 (Pact, Lovenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, 15  
の諸概念の分析 (第1章—第XII章)

ち「事物界」を充たしているものは, 「不可分割の働き (indivīdūi āctūs) のみをひたすらに, 法則の力にしたがって (ex lége), 産出する・不可分割の〔自然〕物体 (cōrpora indivīdua edēntia āctūs pūrōs indivīduōs) 以外のなにものでもない」 (Lib. I. Aphōr. II. BW. Vol. I. p. 228)。

ロ) 「自然物体」は, 「…働きのみをひたすらに, …産出する」。しかし, 「働きを産出する (āctūs ēdere)」とは, 互いに, 他の「自然物体」にたいして, 必然に, なにらかの「効果 (ēfectus)」を「産出すること (generātio)」にほかならない。そして, その「産出すること」は, 「運動 (mōtus)」である。

ハ) しかも, その・「効果」の「産出」の「運動」は, 「法則の力にしたがって」いるものであった。「自然物体」が「効果」を「産出する」とは, むしろ, 「法則」が「自然物体」に, 「効果」を「産出」させる, ということである。

そこで, 「自然〔自然物体〕」が, なに〔いかなる効果〕をつくり, あるいは, なにを産み出すかを, 発見すること」 (Lib. I. Aphōr. X. BW. Vol. I. p. 236) のみでなくて,

「効果」の「あらゆる産出と運動との中にかくれている進行過程 (lātēns prōcessus. すなわち「法則」) を発見すること」 (Lib. II. Aphōr. I. BW. Vol. I. p. 227), あるいは, 諸「自然物体」が「効果」を「産出」する「運動」の「その法則そのもの」を「探究し発見し究明すること」 (Lib. II. Aphōr. II. BW. Vol. I. p. 228) — このことが, ベイコンが, 「自然の解明」, あるいは「科学 (Sciēntia)」と呼ぶもの, すなわち〈自然科学〉である。

ニ) こうしてみると, ベイコンがいう「自然」の概念は, 二つの意味をもつものであって, すなわち, 「自然」とは,

一つには, 「諸自然物体 (cōrpora nātūrālia)」あるいは「諸事物 (rēs)」を指し,

二つには, あらゆる「自然物体」にたいし, 「効果」「産出」の「運動」の「力」をもつ諸「法則」(〈産出法則〉), ないしは, それらの総体を指す。

ホ) ベイコンが、「〔人間が〕自然に服従する」と言う場合の「自然」とは、上記の・第二の意味での「自然」、くりかえせば、「自然物体」に「効果」を「産出」する「運動」を行なわしめる「力」をひめた諸「法則」（諸く産出法則）のことであり、ないしは、それらの総体のことである。

ネ) ところで、ここで、「人間による〔自然物体・事物の〕支配」、すなわち「諸生産技術」とは、なにか、について言えば、それは、「解明」された「自然」、言いかえれば、「探究」され「発見」され「究明」された諸「法則」を、人間が〈適用〉することによって、「自然物体」が「産出」する「効果」と同一の「効果」を、（したがって、「働き」をも）、「効果」を「産出」する「法則」を含んでいない・なにらかの「自然物体」の中に、人間が、それゆえ〈新しく〉、「産出」する、という「運動」のことである（cf. Lib. II. Aphór. XX. BW. Lol. I. p. 260）。

ト) しかしながら、人間が、諸「法則」・「自然」を〈適用〉することによって、「自然物体」と同一の「効果」を、ある「自然物体」の中に「産出」する、といっても、それは、実は、人間が、諸「法則」・「自然」を〈適用〉することによってのみ、「法則」をもたないため「効果」を「産出」することのない・当該「自然物体」の中に、「法則の力にしたがって」、「効果」を「産出」させることができる、ということに、ほかならないのである。

チ) それゆえつぎのように考えねばならぬ。

一面には、人間が、諸「法則」・「自然」を〈適用〉することによって、ある「自然物体」の中に、「自然物体」が「産出」するであろうのと同じの「効果」を「産出」することは、たしかに、人間の・〈能動的・アクティヴ〉な活動であり、そして、この面が、「人間による〔自然物体・事物〕の支配」（ないしは、「征服」）と言われるものである。

（してみると、再言すれば、「人間による〔自然の〕支配」と言われる場合の「自然」とは、前出・ニ）に見た・第一の意味での「自然」、すなわち「効果」を「産出」する「働き」をする「自然物体」としての「自然」、である。



## 第1部

ボブズにおける・「契約 (Pact, Lovenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, 17  
の諸概念の分析 (第1章—第XII章)

そして, 「自然物体」の「支配」(ないし「征服」)とは, くりかえせば, 「自然物体」が「産出」するであろうのと同じの「効果」を, 人間が「産出」することである)。

だがしかし, 人間が諸「法則」・「自然」を〈適用〉する時に, ある「自然物体」の中に, 「効果」を「産出」するのは, 実は, 〈適用される〉諸「法則」・「自然」なのである。

したがって, 人間が諸「法則」・「自然」を〈適用〉して「効果」を「産出」することは, 反面では, 人間が, 〈適用される〉諸「法則」・「自然」が「効果」を「産出」することに, 「服従している」, という〈受動的・パシヴ〉な活動である。——

り) このようにして, 「諸生産技術」は, 「人間が〔自然物体を〕支配」することとして, 一面では, 人間が, 諸「法則」・「自然」を〈適用〉することによって, 「自然物体」と同一の「効果」を「産出」する〈アクティヴ〉な活動ではありながら, しかし同時に, 他面では, 人間が, 〈適用される〉諸「法則」・「自然」に, 「服従する」, という〈パシヴ〉な活動である。

ベイコンが, 「〔人間が〕自然に服従する」と言うことの意味は, ここにあるのであり,

そしてまた, 上に述べたところが, さきに見たテーゼ——「〔人間が〕自然に服従することによるのでなくては, 〔人間の〕自然にたいする支配は, 行なわれないのです」——の根拠である。

又) ところで, このテーゼは, これまでに知ったとおり, 「諸生産技術」の〈成立要件〉, すなわち, 「〔人間の〕自然にたいする支配」・「諸生産技術」は, 「〔人間が〕自然に服従すること」によってのみ, 〈成立〉しうる, という論理を, 語っているものであった。

しかるに, 「〔人間の〕自然にたいする支配」が「諸生産技術」である, ということは, もはや言うまでもなく, 「生産技術」が, 〈人間の営為〉であることである。

であるとすれば、「〔人間が〕自然に服従する」とは、その〈営為〉における〈人間〉が、とりもなおさず、〈人間の営為〉としての「生産技術」が、「自然に服従する」ということに、ほかならない。

こうして、上のテーゼは、「諸生産技術」の〈成立要件〉は、「諸生産技術」そのものが、「自然に服従すること」である、という意味になる。

そして、であればこそ、ベイコンは、他の諸著述（『〔諸科学の〕大革新』の前身である“Cōgitāta et Vīsa. Dē Interpretātiōne Nātūræ sive Dē Sciētiā Operatīvā”（『思考と意見。自然の解明について。別名、技術科学について』。1607年頃の制作と推定される。また、後出の“Dē Sapiētiā Vetērum. XXV. Atālanta, sive Lúcrum.”（『古代人の知恵について』。「第二十五話。アタランタ。別名、貧欲」。1609年出版。刊行地、不明）にあっては、上のテーゼを、前者の著述では、「…自然は、これに服従する以外には、征服〔支配〕されることはありません…」（*BW. Lol. III. p. 611*）と、また、後者の著述では、「…結論となるべきものは、技術とは、自然の権力下にあるべきである、ということでありすし、すなわち、あたかも、妻が夫に服従すべきであるように、技術は、自然に服従しなくてはならない、ということでありす」（*BW. Vol. IV. p. 668*）、と表現することになるのである。

f) さて、ベイコンに強烈な衝撃を与えるまでに成育・発達した「諸生産技術」は、すでに知ったとおり、「自然物体」に新しい「効果」と、それゆえ「働き」とを、「産出」させる「運動」なのであるから、当然、この「生産技術」を採用する〈労働〉の〈生産力の進歩〉を、生み出さずには、いないはずのものである。

はたして、ベイコンは、前述した“Dē Sapiētiā Vetērum.”（『古代人の知恵について』の“XXV. Atālanta, sive Lúcrum.”（「第二十五話。アタランタ。別名、貧欲」の中で、「この物語は、技術と自然との競り合いについて、重要な寓意を提示しているように、思われます」とし、「…結論となるべきものは、…技術は、自然の権力の下にあるべきである（*ars in nātūræ potestāte sit*）

ということありますし, すなわち, あたかも, 妻が夫に服従すべきであるように, 技術は, 自然に服従しなくてはならない (*pāreat*), ということでもあります, としながらも, しかし, 「自然物体」が齎らしえぬ〈労働の生産力の進歩〉を生み出すのは, 「技術」であることを, つぎのように, 告げている。

「…アタランタによって表わされております技術は, 自らに固有の力 (*virtūs prōpria*) によって, 自然〔物体〕よりは, はるかに速度が早く (*lōngē vĕlōcior*), いうなれば, 駆け方の速い (*cūrsūs citātiōris*) ものでありますし, より早く目標に到達するものです (*celērius ad mētam*)。このことは, もちろん, ほとんどあらゆる効果の場合に, 明らかなのであります」(*BW. Vol. VI. p. 668*)。

g) ベイコンは, 「人類そのものの力と支配とを, 事物界にたいして, 確立し増強する」こととしての「諸生産技術」は, 「人間の生活の利得と, 生活のための利用とを, 目的とする (*ad mēritum et ūsūs vītæ*)」ものである, とし (*Præfatio. BW. Vol. I. 1 p. 132*), この立場から, 「生産技術」の発展に貢献するに足りる「哲学」も「理論科学」も, なにらもたず, ただ衰退していくのみの「スコラ学 (*Scholástica*)」——それは, 9 C. 紀以来, 中世の学問を支配してきた——の一掃を志し, スコラ学派 (*Scholāsticī*. ベイコンの言う「弁証論者 (*dialēcticī*)」) が, 師父アリストテレースの論理学において重要な機能をもつものであったにも拘らず, 無視した「経験的〔外部感覚〕能力」と, および, この「能力」の〈限界〉と〈過誤〉とを補い救う「実験 (*experimenta*)」とによってえられる「外部感覚〔観察〕内容 (*sēnsus*)」から出発し, その「外部感覚内容」の集積である「実験史 (*Histōria Experimentālis*)」(ここでは, '*Histōria*'の語は, 〈探究の過程・結果の記述〉という原意で用いられている)を基礎にして, それの上に, 「理性的能力」による〈推理〉に基づく・〈判断命題〉の集積である「自然史 (*Histōria Nātūrālis*)」を構成し, これに, アリストテレースが重視した「帰納の方法 (*Indūctio*)」を復活・適用して, 〈諸自然物体の・諸効果の産出諸法則〉としての「自然」に

ついて、「もっとも普遍的な」〈判断命題〉に到達する、という「新しい論理学」を構想し、これによる「自然の解明」・「科学」（〈自然科学〉）と、それを前提とする「技術科学（*Sciëntia Operâtiva*）」との探究をもって、『〔諸科学の〕大革新』を、〈近代の思考と学問との出発点〉たらしめたのである。（『大革新』の“*Pars I. Dē Dignitâte et Aúgmentis Sciëntiârũm*”（『第 I 部・諸科学の尊厳と進歩とについて』）。（‘*Liber I. — Liber IX.*’『第一編』——『第九編』）の公刊は、London, 1622.（この前身は、“*Of the Advancement of Learning*”（『学問の進歩について』。London. 1605.）（しかし、前者は、後者に比して、内容において、はるかに豊富、精緻である）。

（ベイコンの『〔諸科学の〕大革新・第二部』については、拙稿『ジャン-ジャク・ルソにおける・「自然にしたがう教育（*l'éducation naturelle*）」の思想の分析』・第 V 章（『教養部・紀要』、次・第 28 号に所載）を、参照いただきたい）。

17) こうして、顕著な〈労働の生産力の進歩〉を生み出す「生産諸技術」によって推進される・諸種の「手工製造業」にたいし、「資本」に転化しうる「貨幣」を蓄積した「商人」および「手工製造業者」たちが、新たな体制としての「資本制」を求め、「手工製造業」を「資本制製造業」に転換させることを願ったとしても、それは、けだし自然の勢いであつたであろう。

18) しかしながら、この「資本制」の成立にとって最大の障害物は、封建中世以来、十七世紀前半にまで、うちつづいてきた「戦争」であつた。

なぜなら、「資本制」生産は、スミスの言う「遠隔地販売」のためを含んで、〈安定した・広大な労働市場と商品販売市場〉を、不可欠の前提として要求するものであるが、「戦争」は、イングランド全住民を、「都市」と「農村」とに〈分断〉すること多く、それゆえ、「資本制」成立の・この前提の出現を許さなかつたからである。

かかる・〈分断〉の事態は、前出・10) に引用した・ホブズの『教会史』の冒頭部分によつても、ホブズ自身の時代の状況として、うかがうことができ

よう。

19) ところで, 「戦争」による・イングランド全住民の〈分断〉の事態とは, とりもなおさず, 全住民を〈一国民として統一する〉「共同の力」すなわち「国家」の〈非存在〉という事態にほかならない。

前出・4) にあげた『イングランドのカマン・ロウについて, …対話』で, ホブズが, イングランド中世における・「国家」の〈非存在〉を語っているのは, 実は, ホブズにとっての現在における・「国家」の〈非存在〉を嘆く言葉なのである。

すなわち, 「商業」と「手工製造業」とを育成した「自由諸都市」の各々は, 〈国家の萌芽〉であり, 〈地域的政治的統一〉を確立していたにせよ, すべての「都市」とすべての「農村」とを包括する〈国民的政治統一〉としての「国家」は, 〈存在しなかった〉のである。

20) そこで, 以上に照してみるならば, ホブズが自らの理論課題の中心に据えた・「各人にたいする・各人の戦争」という・「人類」の「惨めな身の上」からの・人間の〈脱出〉(本稿・「まえがき」・III), 即, 「戦争」の廃絶, 即: 「平和」の〈創出〉, 即, 「共同の力 (a Common Power)」の「設立」, 言い換えれば「国家 (the state, the Common-Wealth, cívitās, Leviathan)」の「産出 (generation)」(*Lev*, Part II. OF COMMON-WEALTH. Chap. XVII. 章題, および, E. prg. 13, p. 227; L. prg. 12, OL・III. p. 131) は, 実は, 〈資本制成立の政治的條件〉である〈政治的国民統一〉としての「国家」を, 「人間の理性」の名のもとに, ホブズの「理性」をもってする「推論」によって, 「産出」する, という意味をおびていた, と言えよう。

21) それを裏づける証拠をあげるならば,

a) 本稿・「まえがき」・IIIに見, また, 後出・第七章に知るように, ホブズは, 「各人にたいする・各人の戦争」という「惨めな身の上」にも, 人間が「そこから抜け出す・ある力がつきまとっている」とし, その「力」は, 二つであり, 「一つには, 諸情念」, 「二つには, [人間の] 理性」である, と

告げている。(L.「しかしながら、ひたすら自然による・人間の身の上から、一つには、理性の力により、二つには、諸情念の力によって、〔人間は〕脱れ出ることができるようになっていくのです) (Lev. Pt. I. Chap. XIII. E. prg. 13, p. 188; L. prg. 12, OL・III. p. 102)。

これら・二つの「力」のうち、まず、「諸情念」の方は、「人間を平和へ向かわせる」「力」であり、すなわち、「平和」を〈欲求・欲望〉させる「力」、したがって、人間に、盲目的にはあるが、「平和」を求めてこれへ突進する〈行動〉を、惹き起こさせる「力」である。

ところで、ホブズは、かかる「力」としての「諸情念」を、三つ、すなわち、i)「死にたいする恐怖」、ii) イ)「便宜・快適な生活をおくるのに不可欠な事物 (such things as are necessary to commodious living. L. *rês ad bene vivendum necesssariae*) にたいする欲望」、ならびに、ii) ロ)「自分たちの労働 (industry. L. *indústria*) によって、こうした事物を獲得できる、という見込み〔「欲求」・「欲望」の一様態〕、としている (Lev. Pt. I. Chap. XIII. E. prg. 14, p. 188; L. prg. 13, OL・III. p. 102)。

「戦争」という「惨めな身の上」からの〈脱出〉は、即、「戦争」の〈廃絶〉であり、即、「平和」であるが、しかし、「平和」は、〈創出〉されなくては、存在しえない以上、上の〈脱出〉と〈廃絶〉とは、実は、即、「平和」の〈創出〉である。

とするなら、あの・三つの「情念」は、「平和」の〈創出〉の〈原動力〉であって、このうち前記の i)「死にたいする恐怖」とは、とりもなおさず、〈生存・自己保存にたいする欲求・欲望〉であり、上記 ii) イ)は、〈生活の便宜物にたいする欲求・欲望〉であり、ii) ロ)は、〈生活の便宜物の・労働による生産の欲求・欲望〉である。

ということは、〈創出〉されるべき「平和」の〈目的〉は、「人間」にとって、i)〈生存・自己保存〉であるのみでなく、ii)〈生活の便宜〉でもあり、すなわち、「平和」は、この〈二つの目的群〉をもつ、ということである。

b) つぎに, のちに本稿・第II, 第III, 第IV, 第V, 第VI章に見るとおり, 「各人にたいする・各人の戦争」の・〈個別〉の・三つの「原因」は, “Lev.” Pt. I. Chap. XIII. に列挙され, かつ, まとめられているように, 「諸情念」であり, ないしは, 「諸情念」と「理性」とを含む「人間の自然本性」であるが, しかし, 「戦争」の・これら〈個別〉の・三つの「原因」は, 結局, 〈根本にある・かつ共通の原因〉に帰着するのであって, その〈根本原因〉とは, “Lev.” の次・Chap. XIV. の冒頭に規定されている「自然権」である。

だが, 「自然権」が「戦争」を惹き起こすのには, ある〈条件〉があり, その〈条件〉は, 「国家」の〈非存在〉であるのであった。

それゆえ, 「戦争」からの〈脱出〉, 即, 「戦争」の〈廃絶〉, 即, 「平和」の〈創出〉は, また, 即, 「国家」の「産出」でなくてはならない。

しかしながら, 問題は, 「国家」が〈非存在〉である「人類の身の上」の中から, いかにして, 「国家」が「産出」されうるのか, である。

「国家」の〈非存在〉という〈条件〉のもとで〈存在〉しているのは, ただ「戦争」の〈根本原因〉としての「自然権」のみである。

とすれば, 「共同の力」・「国家」を「産出」するとは, 「各人」がもっている・この「自然権」を構成している諸要素の・しかも〈融合体〉を, 「産出」すること以外のなにものでもありえないことになる。

ところが, かかる〈融合体〉の「産出」とは, 「各人」からの・「自然権」の〈除去〉にほかならない。そして, その〈除去〉は, 「戦争」の〈根本原因〉の〈除去〉であり, とりもなおさず, 人間の「戦争」からの〈脱出〉であり, 即, 「戦争」の〈廃絶〉, 即, 「平和」の〈創出〉である。

したがって, 「各人」からの・「自然権」の〈除去〉と, 「国家」の「産出」とは, 〈同一〉の事柄である。

ところで, 「産出」されるべき・この「国家」ないしは「共同の力」は, つぎのように規定されている。すなわち, 「人間たちを, 外敵の侵略と, お互いの侵害とから, 防衛する力量をもつことができ, そのことによって (thereby),

人間たちが、自分たち自身の労働と、大地が生む果実とによって、心満ち足りて自分たちを養い、心満ち足りた生活をすることができる (may nourish themselves and live contentedly. L. cōntentī vīvant et ālantur) ・ そのように (in such sort, as … L. ita ut…) 人間たちに安心を与えてやる力量をもつことができる ・ そうした ・ 一つの ・ 共同の力」 (傍点は、引用者。 *Lev. Pt II. OF COMMON-WEALTH. Chap. XVII. prg. 13. E. p. 227; OL · III. P. 130*) ——

この規定によってみると、

イ) 「共同の力」すなわち「国家」の〈目的〉は、さきに a) に見た「平和」の〈二つの目的群〉に対応して、i) 「人間にとって、対外・対内の「防衛」(「人間」の〈生命の保存〉の保証) という〈第一の目的群〉と、 ii) 「防衛」(〈生命の保存〉の保証) そのものの〈目的〉である〈労働による・生活の必需物と便宜物の生産と、「心満ちた」享受〔〈福祉〉〕という〈第二の目的群〉とから、成るものであり、

ロ) そして、それゆえ、ここには、また、「国家」の〈最高目的〉は、〈第二の目的群〉であり、〈第一の目的群〉は、この〈最高目的群〉の〈手段〉である、という〈関係〉があり、

ハ) 加えて、〈第一の目的群〉と、その・さらに〈目的〉である〈第二の目的群〉とは、「国家」の〈目的〉である以上、言うまでもなく、「国家」にたいして〈優位〉に立つ、という〈関係〉がある。

ニ) そして、「共同の力」・「国家」とは、〈第一の目的群〉のための〈防衛力〉と、それを〈手段〉とする(「それによって」)・〈第二の目的群〉のための〈治政力〉(「人間たちに安心を与える力量」)との結合である。

c) さて、かかる・二つの〈関係〉にある〈二つの群〉から成る・「国家」の〈目的〉は、さらに、"*Lev.*" Pt. II. Chap. XXX. OF the Office of the Sovereign Representative. (代理人 Sovereign の責務について。〔'Sover-



aign(e)は、「主権者」と理解されるのが常であるが、その理解が正当であるか否かは、本・「第 I 部」の最終・第 XII 章にあって、吟味する)) にいたると、「Sovereign (至高権力の所持者)」の「責務」の〈二つの内容群〉として、語られることになる。すなわち、ホブズは、言う。

「(それが、単独支配者 (a Monarch) であるにしましても、あるいは集合体 (an Assembly) であるにしましても)、Sovereign の責務は、その者が至高権力を信託された (trusted) 目的、言いかえれば、人民ノ福祉 (*the safety of the people*. [「人民」, 「人民ノ福祉」の語は, "Lev." では, 巻頭の *The Introduction* と, この箇所とにのみ, 現われる]。L. *salūs pópuli*) \* を, 確保することです。その者は、この責務に向かって、自然法によって、拘束されているのでありますし、また、その法の制定者である神にたいして、神以外のなんびとにたいしてではありません、この責務について、一部始終を報告するように、拘束されているのです。しかし、ここでいう〔人民の〕福祉によって意味されていますのは、たんなる〔人民の生命の〕保存だけではなくて、また、そのほかの・生活を満足させる物のすべて (all other contentments of life. L. *cómmoda vítae* (「生活の便宜物」)) でもあるのであります。これを、各人は、法に則った労働によって、カマン-ウェルスに危険ないし侵害を与えることなく、わが手に獲得することになるのです」(傍点は、引用者。Lev. Pt. II. Chap. XXX. prg. 1. E. p. 376; OL・III. p. 240)。

こうして、さきに見た・〈創出〉されるべき「平和」の〈二つの目的群〉、即、「産出」されるべき「国家」、あるいは「設立」されるべき「共同の力」の〈二つの目的群〉は、「Sovereign の責務」の〈二つの内容群〉、即、Sovereign によって「確保」されるべき「人民ノ福祉」の〈二つの内容群〉として、示されることになる。

ところで、「人民ノ福祉」の〈第二の内容群〉について、さらに詳細に立論を展開しているが、「Lev.»に先行する・二つの著述である。すなわち、

d) “Lev.”の・上記・Pt. II. Chap. XXX. に該当するのは、まず、『法の原理』にあつては、Part 2. Chap. 9. であるが、ここには、こう書かれている。

イ) 「…Sovereign の義務 (the duty) とは、人民をよく統治することにあります。そしてまた、至高権力 [Sovereign] の諸行動は、その・おなじもの [至高権力] に、自分たちの・暗黙の意志によって同意している服従者にたいして、不法であることはないのでありますけれども、それにも拘らず、この諸行動が、人民全般の侵害となることがある場合には、その行動は、自然法の侵犯であり、また、神の法 (the divine law) の侵犯であります。そして、そのの帰結として、そうした [人民全般の侵害となる] 諸行動とは反対の諸行動 (the contrary acts)こそ、Sovereign の義務でありますし、[神が下す] 永却の死の苦痛のもとに、全能なる神から、[これらの・反対の諸行動に向かって、] 最大限の努力が、Sovereign によって払われるように、要求されているものなのであります」(EoL. Pt. 2. Chap. 9. § 1. p. 179)。

ロ) こうして、「至高権力をもつ者の上には (over)」、一つには、「神の法」があり、二つには、上見の「義務」があり、しかし、三つには、その「義務」を「最大限の努力」によって遂行することから生ずる「その者の利益」がある、とされるのである。(EoL. Pt. 2. Chap. 9. § 1. loc. cit.)。

ハ) しかし、ホブズは、さらに言う。これら三者は、「一にして同じものなのでありまして、人民ノ福祉コソ、至高ノ掟テ〔法〕デアル (*Salūs pópulī suprēma lēx.*) という命題に含まれているのです。この命題によって理解されなくてはならぬのは、ひとり人民の生命の保存だけではなくて、ひろく、人民の利益 (benefit) と福祉 (good) とであります。それゆえ、つぎの事柄が、Sovereign の誰にもあてはまる法であります。すなわち、Sovereign は、最大限の努力を払って、人民の福利を確保せよ」(傍点は、引用者。EoL. Pt. 2. Chap. 9. § 1. p. 179)。

ニ) 見るとおり、ここでもまた、‘Sovereign’ないし〈至高権力の所持者〉

## 第1部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, 27  
の諸概念の分析 (第1章—第XII章)

の「義務」として, 「人民ノ福祉」の「確保」がおかれ, しかも, その「義務」, ないし「人民ノ福祉」は, <二つの内容群> から成るものである。

ホ) ところで, ホブズは, この<二つの内容群>を, さらに, 具体的に示す。それは, ホブズが, 'Sovereign'の「義務」として, 人民の・魂の「永遠の福利」に至る道である・信仰上の「教説, 指針, 訓戒」(*EoL. Pt. 2. Chap. 9. §. 2. p. 179*) によりは, 「人民の・現世の福利 (the temporal good)」に力をこめ, そして, それを, つぎのように示すことによって, である。すなわち, 「1. 人口の多数, 2. 生活の便宜 (the commodity of living)。3. 私たち〔人民〕の間の平和。4. 外敵の力に対抗する防衛」(*EoL. Pt. 2. Chap. 9. §. 3. pp. 179–180*)。

へ) こうして, さきに見た'Sovereign'の「義務」, あるいは「人民ノ福祉」の<二つの内容群>は, 上見の「1.」と「2.」とを含む<第二の内容群>と, 「3.」と「4.」とからなる<第一の内容群>として, 現われてくる。

ト) ところで, 注目すべきは, ホブズが, 上見「2.」の「生活の便宜」について, 立入って述べている・その内容である。

まず, ホブズは, 言う。「生活の便宜はと, 自由 (liberty) と富 (wealth) とのことであります」(*EoL. Pt. 2. Chap. 9. §. 4. p. 180*)。

チ) このうち, 「自由」について, こう述べられている。「自由というものによって, 私が意味しておりますのは, どのように人間にとりましても, 自然法によってその人に合法であった事柄は, どのような事柄であれ, 必要もないのに禁止されることは, ない (no prohibition without necessity), ということでもありますし, 言いかえますと, カマンウェルスの福利にとって必要である事柄を除いて, 自然が与えている自由には, 制限は加えられない (no restraint of natural liberty), ということでもありますし, また, 善意の人間が, 気がつかぬうちに, まるで罨にかかるように, 法が加える危害に陥ることがあってはならない, ということであるのです」(*EoL. Pt. 2. Chap. 9. §. 4. loc. cit.*)。

り) 「自然法によってその人に合法であった事柄は、どのような事柄であれ、必要もないのに禁止されることは、ない」——これが「自然が与えている自由には、制限は加えられない」ことであり、ホブズがそれを、「人民ノ福祉」を形づくる〈第二の内容群〉の一つ・「生活の便宜」の第一においていることは、近代「市民社会」の根本原理を告げるものとして、きわめて重要な意義をもつものである。

がしかし、それに劣らず重視されるべきは、この「自然が与えている自由」が、〈経済活動〉の世界に拡大されている点である。

又) すなわち、ホブズは、さらにつづける。「この自由に、また属しておりますのは、人はみな、場所の移動について、便宜で・好都合な通行 (commodious passage) に、あやかるべきであって、〔通行中に〕投獄されることがあってはならず、あるいは、道路の険しさと、必要物資の輸送手段 (means of transportation of things necessary) の欠如とによって、制限をこうむることがあってはならない、ということでもあります」(EoL. Pt. 2. Chap. 9. §. 4. loc. cit.)。

してみると、「自由」とは、また、〈商品〉の〈移動〉と、〈商品〉の〈移動〉に伴う・〈生産者・商人〉の〈移動〉との「自由」・〈安全〉・〈円滑〉をも、意味するものである。

ここでは、すでに、アダム・スミスにあって、「市民社会」の「普遍的富裕」を促進する・最大の動因とされるもの、すなわち、「労働」・「資本」・「土地」の使用における「自然が与えている自由」の主張と基本的には同一のものがあると言える。

り) つぎに、「富」については、こう語られる。「人民の富について申せば、それは、三つ、すなわち交易の・良好な制度 (the well ordering of trade)、労働の確保 (procuring of labour)、そして、食料と衣料との浪費の禁止 (forbidding of superfluous consuming of food and apparel)、であります」(EoL. Pt. 2. Chap. 9. §. 4. loc. cit.)。

すなわち、ホブズは、「人民の富」を、さきに見た「1..人口の多数」による・〈生産労働量の増大〉と〈確保〉, 〈商品交換・市場組織の確立〉, そして、「食料・衣料」という〈生活必需品の浪費禁止〉による・〈増大生産労働量〉の〈生活便宜物生産への振向け〉の中に、見ているのである。

ヲ) 以上のように、『法の原理』にあっては、「国家」の〈目的〉のうち〈第二の群〉, 言い換えれば、「人民ノ福祉」の〈第二の内容群〉のうち, 核心をなす「生活の便宜」としての「自由」と「富」とは、「市民社会」の根本原理としての「自然が与えている自由」の〈享受〉のみでなく, また, 〈商品〉と〈生産者・商人〉との〈移動〉の「自由」・〈安全〉, 〈生産労働量の増大〉と〈増大生産労働量・生活便宜物の生産量増大への振り向け〉, 〈商品交換・市場組織の確立〉をも, 意味しているのである。

e) つぎに, 上見の“Lev.” Pt. II. Chap. XXX. ならびに“EoL.” Pt. 2. Chap. 9. に該当するのは、『市民について』にあっては, “Cap. XIII” (第十三章) である。

イ) ここでも, ホブズは, まず, 「支配を行なう者の責務は, つぎの一語、*salūs pópuli sup̄rēma lēx.* に, 含まれています」とし, (DC. Cap. XIII. §. 2. OL. II. p. 298), ついで, 「ここで, 人民 (*pópulus*) によって理解されるのは, 単一の国家人格, つまり, 統治するキーウィタース〔国家〕ではなくて, 統治される市民の多数者 (*multitúdo cívium*) のことであります。なぜなら, キーウィタースは, 自分の利益のために, ではなく, 市民たちの利益のために, 設立されているのであるからです」(傍点は, 引用者。DC. Cap. XIII. §. 3. OL. II. p. 229), と述べて, 「国家」の〈目的〉は, 明快に, 「人民ノ福祉」・「市民たちの利益」にある, と規定し,

つづいて, 「ところで, 福祉 (*salūs*) によって理解されなくてはなりませんのは, ただどんな仕方でもよいから (*quálitercunque*) 生命を保存する, というのではなくて, 生活が, できる限り (*quátenus*) 豊かなもの (*beāta*) になることができる, ということあります」と定義して (傍点は, 引用者。

DC. Cap. XIII. §. 3. OL. · II. p. 229), 「国家」の〈目的〉を、前見とひとしく、「人民ノ福祉」・「市民の利益」の〈第二の内容群〉に、おいている。

ロ) だがしかし、重視すべきは、つづく叙述にあって、〈第二の内容群〉が〈最高目的〉であることが、その〈根拠〉とともに、語られていく点である。

すなわち、ホブズは、まず、「国家」の〈目的〉の中に、〈第二の群〉が含まれる〈根拠〉を、以下のように、示す。

「なぜなら、人間というものが、国家を設立して、これに自発的に結合する目的は、人間の身の上が許す限り、最大限に快適に (*jucundissimē*) 生活することができるために、というところにあるからであります」(傍点は、引用者。DC. Cap. XIII. §. 4. OL · II. p. 229)。

この・〈国家設立目的〉の規定は、すでに、「人民ノ福祉」・「市民の利益」の〈第二の内容群〉が、〈第一の内容群〉に〈優越〉する、という〈関係〉を明示しているが、事実、それは、さらに、つづく・以下の叙述によって、裏書きされる。

「でありますから、国家のこの目的のために運用されるべき至高支配権をわが身に引き受けた者たちが、もし、市民たちが、ただ生きるためばかりでなく、また、生活の喜びのためにも、あらゆる物資の供給にあやかるように (*ut ... bonis omnibus...instruantur*), 法の力をかりて行なわれることできる限りで、力を傾けることを、しないとすれば、その者たちは、自分たちに支配権の運用を委任した市民たちの・ゆるぎない信頼にそむいている (*contra fiduciam eorum qui imperii administratiōnem eis commiserunt*) という理由で、自然法にそむく行動をとったことになるのです」(傍点は、引用者。DC. Cap. XIII. §. 4. OL · II. p. 299)。

ハ) ところで、「国家」の〈二つの目的群〉、ないしは、「人民ノ福祉」・「市民の利益」の〈二つの内容群〉については、ホブズは、ここでも当然、市民の魂の「永遠の福祉」によりは、「市民の利便 (*commoda civium*)」に、

## 第1部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Lovenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, 31  
の諸概念の分析 (第1章—第XII章)

力点をおく (DC. Cap. XIII. §. 5. OL. II. pp. 299—300)。

そして、「現世の生活にかかわる市民の利便」について、つぎのように語られる時、「国家」の・あの〈第二の目的群〉、あるいは、〈人民ノ福祉〉・「市民の利益」の〈第二の内容群〉が、具体的に示されることになる。

すなわち、ホブズは、言う。「現世の生活にかかわる・市民の利便は、…四種類に区分されることが出来ます。第一は、市民が外敵から防衛されることです。第二は、国内の平和が維持されることです。第三に、公共の安全と両立できる限りで、市民が富を増す (*locuplētentur*) ことです。第四は、他に危険を及ぼさない自由に、市民が充分にあやかることです」 (DC. Cap. XIII. §. 6. OL. II. p. 300)。

いうまでもなく、「第一」と「第二」とは、「人民ノ福祉」・「市民の利益」の〈第一の内容群〉であり、「第三」、「第四」は、〈第二の内容群〉であり、すでに知ったとおり、〈第二の内容群〉が、〈第一の内容群〉にたいして〈優位〉に立つ。

二) ホブズが、〈第一の内容群〉に〈優越〉する〈第二の内容群〉のうち、詳論するのは、「第三」であって、まず、告げられるのは、「市民が富を増すために、不可欠であるのは、二つ、労働 (*lābor*) と節約 (*parsimōnia*) とであります」ということである (DC. Cap. XIII. §. 14. OL. II. p. 306)。

ホブズは、ここで、「〔「労働」と「節約」とにたいして〕第三のもの、つまり、大地と海洋・河川の・自然の生産物も、役に立ちます」としながらも、「不可欠であるのは、初めの・二つ〔「労働」と「節約」と〕だけです」と言う。

その根拠は、つぎのところにある。「なぜなら、キーウィタース〔国家〕が、大洋の島に設けられたとし、居住に必要な以上の場所ももたず、播く種子もなく、漁撈もなくとも、商業と労働による製造業とだけで (*sólā mercatūrā et opificiis*)、キーウィタースは、富み栄えることができるからなのです」 (傍点は、引用者。DC. Cap. XIII. §. 14. OL. II. p. 307)。

すなわち、ホブズは、農業、水産業という・いわゆる「自然」に依拠する産業によってよりは、「人間」の「労働」に依存する「手工製造業」と「商業」とのみを、「人民」の「富」の〈源泉〉としているのである。

ホ) であるとするならば、〈富の進歩〉に不可欠となるのは、まず、『法の原理』があげていた「労働の確保」すなわち〈生産労働量の増大〉である。

へ) しかし、〈生産労働量の増大〉を可能にするものは、「労働」を雇用する〈資本の増大〉以外にない。

このところからするならば、ホブズがあげている「節約」(parsimōnia)は、〈資本の増大〉、少なくとも、〈貨幣の蓄積〉のための「節約」を意味するものであり、アダム・スミスが、「資本」の「増大」の道とした「節約」(parsimony)とおなじ意味を与えられている、とすることができる (WoN. Bk II. Chap. III, prg. 14. VoL. I. pp. 337-341)。

ト) もっとも、ホブズも、「とは言いましても、市民たちが広大な領海・領土をもっている場合には、〔大地と海洋・河川の・自然の生産物によって〕人口数が同じであれば、市民たちは、より富を増すわけでありまして、あるいは、人口数が増加しても、以前と変わらずに富んでいることはできる、ということ、疑いはありません」と認めて (DC. Cap. XIII. §. 14. OL. II. p. 307), そこで、結論として、「それゆえ、市民が富を増す上に役に立つのは、三つだけ、すなわち、大地と海洋・河川との生産物、労働、そして節約、だけでありますから、支配を行なう者の責務は、これだけにかかわることになります」と語るのである (傍点は、引用者。DC. Cap. XIII. §. 14. p. 307)。

チ) このところから、「支配を行なう者の責務」は、第一に、水陸の生産物を改良する「技術」、すなわち「農業と水産業」を、「促進する諸法律」を立案することであり、第二は、「怠惰を禁止し、労働を刺戟する諸法律」を立案することであり、さらに、第三には、「全世界の便宜品が、ひたすら労働〔輸出向け手工製造業労働〕だけによって (sólō pêne labōre) 購入されて一つの国家に輸入される場合の手段である航海術 (árs nāvigaudī) 」と、「卓越した・



第1部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Lovenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, 33  
の諸概念の分析 (第1章—第XII章)

労働による製造作業の・あらゆる技術」を網羅した「生産技術学 (*mechànica*)」  
と, ならびに, 「航海学 (*naùtica*) と生産技術学との源である・数学の諸科学  
(*sciéntiæ mathematicæ*)」とを奨励する〈治政策〉に, おかれるのである (*DC. Cap. XIII. §. 14. OL · II. pp. 307—308*)。

(なお, 『市民について』でも, 「市民の自由」について論じられているが,  
すでに『法の原理』で見たような・具体的な提言ではない (*DC. Cap. XIII. §§. 15.—17. OL · II. pp. 308—311*)。

22) a) 以上, とりわけ『法の原理』と『市民について』とにわたっ  
て見た・「人民ノ福祉」・「市民の利益」の〈第二の内容群〉は, ことごとく,  
「資本制」成立にとって不可欠な諸要因である。

b) しかも, この〈第二の内容群〉は, 「Sovereignの責務」の〈第二の  
内容群〉であり, とりもなおさず, 「国家」の〈第二の目的群〉であり, そし  
て, それは, 〈第一の目的群〉とともに, 「国家」にたいして〈優位〉に立つ  
ものであった。

しかるに, 「国家」の〈第一の目的群〉は, この〈第二の目的群〉にとって  
は〈手段〉の位置にあるものであり, すなわち, 〈第二の目的群〉が, 「国家」  
の〈最高目的〉であるのであった。

c) してみれば, 「資本制」成立の・不可欠の諸要因であるもの (〈第二  
の目的群〉) が, 「国家」の〈最高目的〉である以上, ホブズが「推論」の上  
で「産出」することを中心の理論課題とした「国家」は, まさしく, 〈資本制  
成立の政治的條件〉としての〈政治的国民統一〉でもある, と言うことがで  
きる。

23) そして, このように見てくると, ホブズにあって, 〈創出〉されるべ  
き「平和」とは, ただに, 「各人にたいする・各人の戦争」からの・人間の〈脱  
出〉, 「戦争」の〈廃絶〉であるにとどまらず, 「人民ノ福祉」・「市民の利益」  
の〈二つの内容群〉, 言いかえれば, 上見の〈第一の目的群〉と, 「資本制」

成立に不可欠な諸要因たる〈第二の目的群〉とをもつ「国家」を「産出」すること、ないしは、かかる〈目的群〉を実現する「共同の力」を「設立」すること——としての「平和」であって、「平和」は、かかる広義のもの・内容の豊かなものとして、理解されなくてはならないことになる。

24) さて、前出・21), b)に見たように、「国家」の「産出」は、「戦争」の〈根本原因〉たる「自然権」の・各人からの〈除去〉と〈同一〉の事柄であるのであった。

そして、「産出」されるべき「国家」は、〈第二の目的群〉を〈最高目的〉とするが、しかし、もとより、〈第二の目的群〉の〈手段〉である〈第一の目的群〉をも成就する「国家」である。

かかる「国家」の「産出」と〈同一〉の事柄である・「自然権」の・各人からの〈除去〉は、実は、「戦争」の「惨めな身の上」を人間が「抜け出す」「二つの力」のうち、「理性」という「力」が人間に〈教え〉・〈命令する〉ところの〈行動の仕方〉の一つなのである。

ホブズにあっては、「理性」が〈教え〉・〈命令し〉・「勧告してくれる」「平和にとって適切な」〈行動の仕方〉が、「諸自然法」と呼ばれるものであり (*Lev. Pt. I. Chap. XIII. E. prg. 14. p. 188; L. prg. 13. OL. III. p. 102*), その「諸自然法」のうち、くりかえせば、上記の「国家」の「産出」と〈同一〉の事柄である・「自然権」(「戦争」の〈根本原因〉)の〈除去〉という〈行動の仕方〉を人間に示す・「理性」の〈教え〉・〈命令〉・「勧告」——それが、後出・第VII, 第VIII章に見るとおり, "*Lev.*" Pt. I. Chap. XIV. prg. 4の後半に告げられる「第一の・そして基本となる自然法」(「平和を追求せよ。そして、どこまでも平和を追跡せよ」) (*Lev. Pt. I. Chap. XIV. Of the first and second Naturall Laws, and of Contracts. E. p. 190; OL. III. p. 103*) と、および、次・prg. 5において、この「第一の自然法」から、「理性」によって「導き出される」(〈帰結〉する)「第二の〔自然〕法」、すなわち、(「…他人もまた、進んでそうする場合には、あらゆる物にたいする・あの権利〔「自然権」。「戦

争」の〈根本にある・共通の原因〉)を, 進んで, [第三者に]手渡せ (lay down) (Chap. XIV. prg. 5. E. p. 190; OL・III. p. 103) と, である。

そして, 「自然権」を「手渡す」ことは, (それが, 「移譲」する, 「譲渡」する, 「委任」する, の意であることは, ホブズ自ら述べているところである), 「自然権」の〈除去〉として, 〈必然〉であり, それゆえ, 「手渡す」〈方法〉としての〈人間の・行動の仕方〉は, 「契約」以外にありえない。

(ホブズとしては, 当然, 「自然権」の「移譲」を〈内容〉とする「契約」を〈命令〉する「自然法」を示すべきであったにも拘らず, それをしていないのであるけれども, しかし, 「自然権」を「移譲」する〈行動の仕方〉が「契約」であることを示するために, おなじ Chap. XIV. で「約定 (Contracts)」から始めて, 「契約 (Pact, Covenant)」に, 論及しているのである)。

25) こうして, 〈第二の目的群〉を〈最高目的〉としつつ, その〈手段〉たる〈第一の目的群〉を成就する「国家」を「産出」し, 「共同の力」を「設立」するには, 「戦争」の「身の上」にある人間の・少なくとも「多数者 (multitude. L. *māgnus nūmerus*)」を形づくる「各人」が, 第三者にたいして, 自らのもつ「自然権」を「移譲」する, という・特殊な〈内容〉をもつ「契約」, しかも, 後出・第 XI 章に見るとおり, 「移譲」の・これまた特殊な〈意味〉をもつ「契約」を, 相互の間で, 〈同時に〉交し合う, という〈行動の仕方〉, この「たった一つの道 (the only way. L. *única vía*) しかない」のであって (*Lev. Pt. II. OF COMMON-WEALTH. Chap. XVII. prg. 13. E. p. 227; OL・III. p. 130*), その「たった一つの道」は, くりかえせば, Chap. XIV. に示される「第一の自然法」と, そこから〈帰結〉する「第二の自然法」と, そして, 「第二の自然法」の〈帰結〉とも言うべき「契約」と——この三者の・これまた〈帰結〉である。

26) ホブズは, 次・Chap. XV. で, 「第三の自然法」から「第十九の自然法」まで, 計十七の「諸自然法」を挙示しているのであるが, これらの「自然法」は, 「国家」の〈最高目的〉である〈第二の目的群〉(「資本制」成立の・

不可欠の諸要因) が成就される・「国家」内部の・ある〈場〉——ホブズの言う「市民社会 (Civill Society) (*Lev. Pt. I. Chap. XV. E. prg. 33, p. 214*) ——を形成する〈人間の・行動の仕方〉・《社会性・平等な立場での融合》についての・これまた「理性」の〈教え〉・〈命令〉である、と考えられる。

ホブズの言う「国家」・「カマン-ウェルス」は、かかるものとしての「諸自然法」によって律せられる〈人間の・行動の仕方〉が形づくる「市民社会」を、自らの〈最高目的〉を成就する〈場〉として、必然に内包するゆえに、「*Lev.*」の副題に見られるとおり、「市民的カマン-ウェルス (COMMON-WEALTH CIVILL)」でもあるのではあるまいか。

(しかし、Chap. XV. の「諸自然法」については、本稿・「第Ⅲ部」で、Mārcus Túllius Cícero (マールクス・トゥルリュウス・キケロ。106B. C. - 43B. C.) の・最後の著述“*Dē Officiis.*” (『諸責務について』。通称『義務論』) の〈社会倫理思想〉とともに、扱うことになる)。

\* ここで用いられている‘*salus pópulī*’ (「人民ノ福祉」) なる語は、後出の *EoL, DC* に現われる“*Salus pópulī suprerua lex.*” (「人民ノ福祉こそ、至高ノ掟テ〔法〕デアル」) を含意しているものである。

そして、後者の言句は、上記キケロが、46 B. C. から以後に執筆した“*Dē Lēgibus.*” (『法について』。これは、44 B. C. には完成していた“*Iē Rē Públīcā.*” (『国家について』) の・いわば続編である) の「第三編」・「第三章」、6以下で、「為政者 (*magistratūs*)」の職責を論ずるさいに、「為政者」の「国主としての権限 (*regium iwpésium*)」を枚挙したのち‘*ollis [=illis= magistratibus] salus pópulī suprema lex estō.*’ (「人民の福祉こそ、為政者の・至高の掟てたれ」)、と記されているものである (Liper tertius. III. 9. Loeb Classical Library. London, 1977. p. 466)。

(「第Ⅰ部」・「第Ⅰ章」終り)